

## 実施計画の位置付け

我孫子市は、基本構想に定める将来都市像を実現するため、第二次基本計画後期計画（平成24年度～27年度）を策定し、その下で第6期実施計画（平成24年度～26年度）、第7期（平成26年度～28年度）の実施計画を策定して、防災・防犯、若い世代の定住化、少子化対策、健康寿命の延伸、地域コミュニティの活性化、産業振興など5つの重点プロジェクトを中心とした、さまざまな事業を位置付け、総合的かつ効果的に実施してきました。

平成28年度から令和3年度を計画期間とする第三次基本計画では、この第二次基本計画の到達点や我孫子市を取り巻く環境の変化などを踏まえて、市の状況や取り組むべき課題を明らかにし、計画期間中に推進する施策の体系や展開方向を示しています。

第10期実施計画（令和2年度～3年度）は、第9期実施計画での継続性、「我孫子市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性、第四次総合計画への連続性を踏まえた計画とします。

## 第三次総合計画の構成

我孫子市第三次総合計画は、市のまちづくりの最も基本となる計画であり、将来のあるべき姿を示すものです。

第三次総合計画は、次に示す基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成されています。

### ●基本構想

我孫子市のまちづくりの最高指針であり、市がめざす将来のまちの姿を明らかにし、その実現に向けた行財政運営の目標と基本的方向を示すものです。そのため、総合計画を構成する基本計画をはじめ、環境基本計画や都市計画マスタープランなどのさまざまな部門別計画は、この基本構想に則して定められることとなります。

### ●基本計画

基本構想で示したまちづくりの基本的な考え方を受けて、施策の基本的な方針と体系を示すものです。その役割は、さまざまな部門別計画と調整・整合を図り、総合的・効果的に施策が展開できるようにするものです。

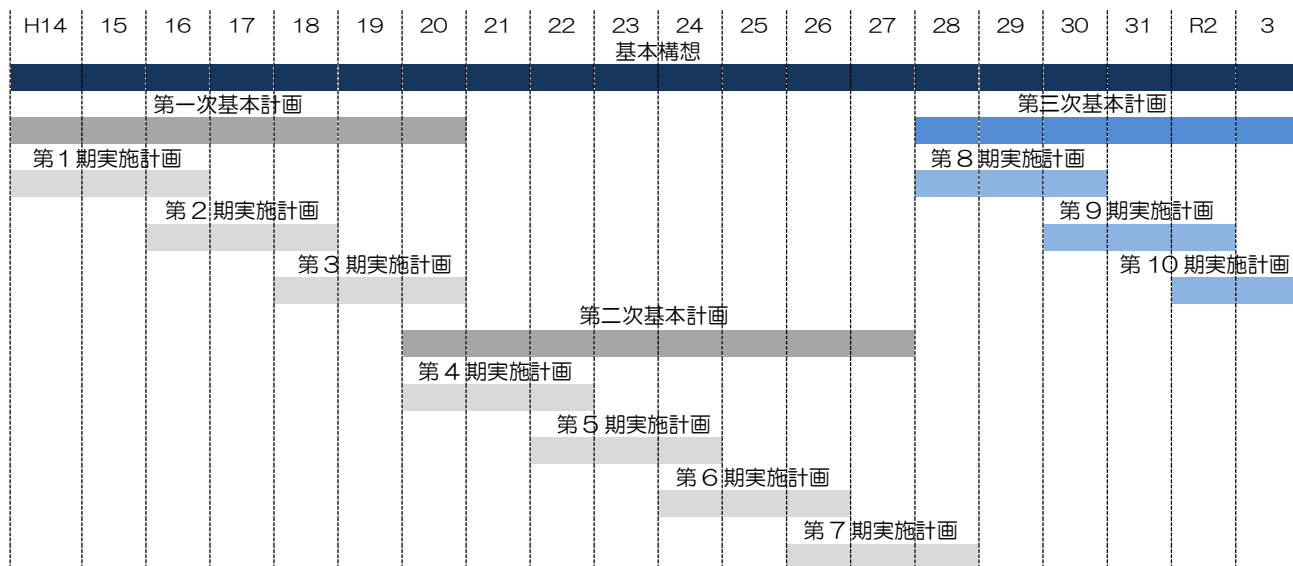
### ●実施計画

基本構想で掲げた市の将来都市像の実現に向けて、基本計画の施策の基本的な方針と体系に基づいて定める事業計画であり、基本構想、基本計画の実行計画となるものです。

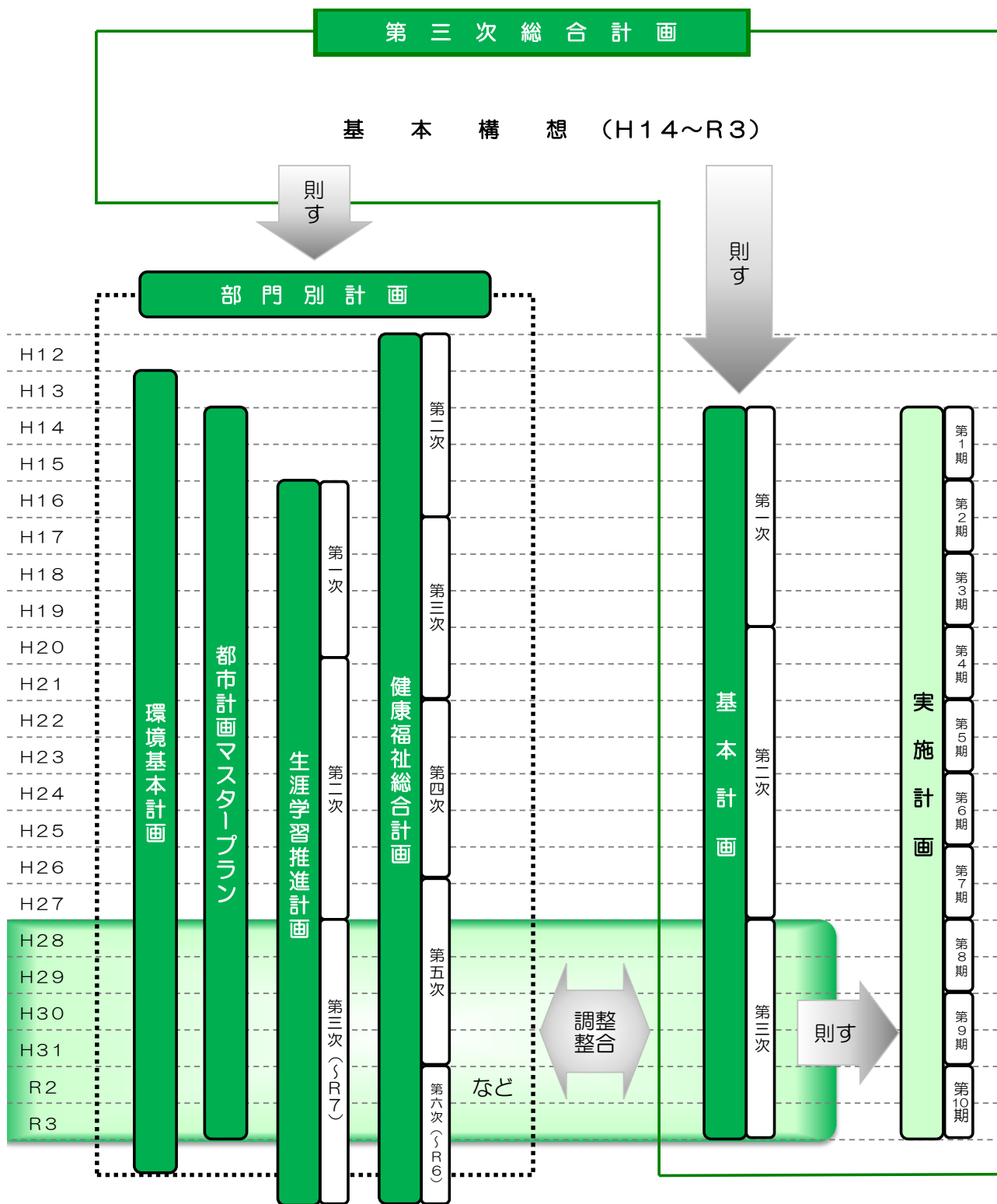
## ■総合計画の体系



## ■総合計画のサイクル



■ 計画体系イメージ図（総合計画と部門別計画との関係）



※この図は、総合計画を構成する基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画と、環境基本計画や都市計画マスタープランなどの部門別計画との関係、特に総合計画の基本計画と部門別計画との関係をイメージ的に示したものです。そのため、図で示した部門別計画は一部の計画の例示となっています。また、図では実施計画の計画期間が2年間となっていますが、実際は、原則として3年間の計画として策定し、ローリング方式により2年に1度見直しています。